

第 1 1 号議案

石巻地方広域水道企業団給水条例の一部を改正する条例

石巻地方広域水道企業団給水条例（昭和 5 5 年石広水条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1（第 2 4 条関係）を次のように改める。

別表第 1（第 2 4 条関係）

基本料金 (1 月につき)		水量料金 (1 月につき)				
給水管の 口径	料金 (1 個につき)	種別及び用途		第 1 段	第 2 段	第 3 段
13 ミリ メートル	1,628.0 円	一 般 用	給水管の口 径 20 ミリメ ートル以下	使用水量 10 立 方メートルを 超え, 20 立方 メートルまで の分	使用水量 20 立 方メートルを 超え, 50 立方 メートルまで の分	使用水量 50 立 方メートルを 超える分
20 ミリ メートル	2,233.0 円					
25 ミリ メートル	2,574.0 円					
30 ミリ メートル	3,256.0 円					
40 ミリ メートル	3,927.0 円		給水管の口 径 25 ミリメ ートル以上	使用水量 50 立 方メートルま での分	使用水量 50 立 方メートルを 超える分	
50 ミリ メートル	7,843.0 円					
75 ミリ メートル	15,543.0 円					
100 ミリ メートル	27,302.0 円					
150 ミリ メートル	66,495.0 円	特 殊 用	公衆浴場用	1 立方メートルにつき 121.0 円		
200 ミリ メートル 以上	企業長が 別に定め る額		臨時給水用	1 立方メートルにつき 440.0 円		

附 則

(施行期日等)

- この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の別表第 1 の規定は、臨時給水用を除き、令和 5 年 6 月分として調定する料金から適用する。

- 2 改正前の別表第1の規定により調定し、又は調定すべきであった料金については、なお従前の例による。

令和4年11月29日提出

石巻地方広域水道企業団企業長 齋藤正美

令和4年11月29日議決